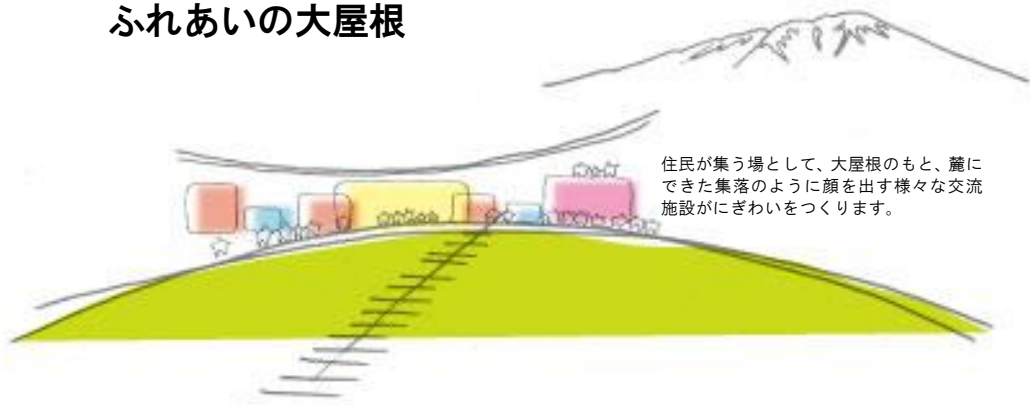


滝沢市交流拠点複合施設 第Ⅱ期指定管理者募集要項

みんなで作る
ふれあいの大屋根



住民が集う場として、大屋根のもと、麓に
できた集落のように顔を出す様々な交流
施設がにぎわいをつくります。

令和3年10月

滝 沢 市

目次

滝沢市交流拠点複合施設の第Ⅱ期指定管理者を募集します。	4
1 はじめに	4
1-1 指定管理者の募集	4
1-2 滝沢市交流拠点複合施設整備事業について	4
2 募集対象施設	4
2-1 所在及び名称	4
2-2 施設概要	4
3 業務区分、内容	5
3-1 業務区分	5
3-2 業務内容	6
4 指定期間	6
5 経理に関する事項	6
5-1 収入として見込めるもの	6
5-2 指定管理料	7
5-3 指定管理料に含まれるもの	7
5-4 経費の支払い方法	7
5-5 管理口座・区分会計	8
5-6 市への納付金	8
6 申込みの手続き	8
6-1 申請対象者	8
6-2 申請書類	9
6-3 提出部数	10
6-4 募集要項の配布	10
6-5 申請書類提出期限・場所	11
7 公募に関する事項	11
7-1 公募及び選定スケジュール	11
7-2 応募者説明会について	11
7-3 質問の受付	11
7-4 質問に対する回答	12
7-5 その他	12
8 選定方法及び選定基準	12
8-1 選定方法	12
8-2 第1次審査（書類審査）	12
8-3 第2次審査（金融評価）	12
8-4 第3次審査（面接審査・プレゼンテーション）	12

8-5	評価基準項目	13
8-6	指定管理者の指定手続き等	14
9	添付資料	15
9-1	配布資料	15
9-2	参考資料	15
10	その他、留意事項など	15
10-1	失格又は無効	15
10-2	その他	15
11	問合せ、申請書類提出先	15
12	評価基準項目	17

滝沢市交流拠点複合施設の第Ⅱ期指定管理者を募集します。

1 はじめに

1-1 指定管理者の募集

滝沢市交流拠点複合施設（以下「複合施設」という。）の管理運営にあたり、複合施設のもつポテンシャルを最大限発揮するため、民間のもつノウハウを取り入れ、コスト削減や効率化を図り、かつ市民に多彩で質の高いサービスを提供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、滝沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年滝沢村条例第1号）第2条及び滝沢市交流拠点複合施設設置条例（以下「複合施設条例」という。）第16条第4項の規定に基づき、指定管理者の募集を行います。

1-2 滝沢市交流拠点複合施設整備事業について

複合施設は、学習、交流・情報発信、活動支援機能を備えた場としての役割をもった施設であり、施設の特徴から3つの機能（大ホールや会議室を含んだコミュニティセンター、図書館、観光・物産、産直（産地直売）やレストランの産業創造センター）から成る施設となっています。

※現指定管理者公募の際の資料は、滝沢市ホームページの交流拠点複合施設のページを参照してください。

2 募集対象施設

2-1 所在及び名称

所在：岩手県滝沢市下鶴飼1番地15

名称：滝沢市交流拠点複合施設

愛称：ビッグルーフ滝沢

2-2 施設概要

開館日	平成28年12月1日 コミュニティセンター及び図書館の開館 平成29年4月1日 産業創造センターの開館
屋外施設 敷地概要	・敷地面積 約33,925㎡ ・駐車場 約400台(防災広場部分も含む) (防災広場を除く駐車場や通路等の共用部面積合計12,273㎡) ・防災広場 6,577㎡ (主に災害時における消防、警察、自衛隊及び医療関係者などの駐車場や仮設テントスペースなどですが、通常時は駐車場などとして利用可能です) ・調整池 5,858㎡ (豪雨時における雨水貯留施設ですが、通常時は広場などとして利用可能です)

	<p>・たきざわ広場 987 m² (芝生部分と舗装部分に分かれており、イベント会場として利用可能です)</p> <p>・緑地 3,054 m²(2箇所: 1,321 m²+1,733 m²) (自然景観を活かしたうるおいの緑地空間スペースです)</p> <p>・建物 5,176 m²(滝沢市交流拠点複合施設) (本館1階 5,028 m²+機械棟 148 m²)</p>
建物施設 建物概要	<p>名称：滝沢市交流拠点複合施設(コミュニティセンター+図書館+産業創造センター+機械棟)</p> <p>構造等：鉄骨造 2階建</p> <p>建築面積：5,901.06 m² 延床面積：6,356.88 m²</p> <p>施設内容：</p> <p>・コミュニティセンター 4,110 m² 会議室(大1、中1、小4)、和室(12畳、15畳)、事務室、創作兼準備室、クッキングスタジオ、キッズルーム、小ホール、市民活動支援センター、大ホール(客席486席(エアークチェア216席、スタッピングチェア192席、2階78席))</p> <p>・図書館 842 m² 蔵書能力約10万冊(一般図書5万冊、児童図書1万冊、閉架書架4万冊)</p> <p>・産業創造センター 941 m² 事務室、観光案内、多目的スペース、加工スペース、レストラン、物販、テラス</p> <p>・機械棟 148 m²</p>

※施設の配置、平面図、施設概要については、参考資料を参照してください。

3 業務区分、内容

3-1 業務区分

指定管理者の業務の区分は、次のとおりです。指定管理者は、施設全体の包括的な管理運営を担います。

施設内容	管理	運営	備考
コミュニティセンター	○	○	屋外も含む
図書館	○	×	運営は、市直営で行います。
産業創造センター	○	○	一部、観光案内所を滝沢市観光協会が運営しています。

3-2 業務内容

指定管理者が行う基本的な業務内容は、次のとおりです。

- (1) 複合施設条例第16条第2項に規定する業務
 - ・コミュニティ施設等の使用に関すること
 - ・市民の文化活動、学習支援及び生涯学習の推進に関すること
 - ・観光及び地域産業の振興に関すること
 - ・複合施設の維持管理に関すること
 - ・コミュニティ施設等の休館日又は使用時間の変更に関する業務
 - ・その他、市長が必要と認めた業務
- (2) 複合施設条例第17条に規定する利用料金に関すること
- (3) 滝沢市交流拠点複合施設管理運営業務仕様書によるもの
- (4) 開館準備業務

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年）

ただし、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 経理に関する事項

5-1 収入として見込めるもの

(1) 施設の利用に伴う利用料金

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を採用します。そのため、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入になります。なお、利用料金の額は、複合施設条例に定める額の範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めます。

(2) 産業創造センター（観光・物販、レストラン、産地直売）の売上収入

産業創造センターで行う事業方針、事業内容についてご提案ください。原則的に指定管理者直営で実施し、具体的な運営体制や運営方法を含め、提案してください。

産業創造センターの事業のうち、「観光・物販」部分は、滝沢市観光協会（以下、「観光協会」という。）と連携して運営することを条件とします。具体的な内容は営業開始までに定めてください。なお、観光協会は、産業創造センター事務室に配置することを基本とします。

産業創造センターの物販、多目的スペース、レストラン（客席）部分は、壁のない、一つの空間となっています。この空間をどのような用途と範囲で活用するのかご提案ください。また、加工スペースも加工の用途にとらわれず、どのような用途で活用していくのかご提案ください。なお、産業創造センター内の備品等の整備及び工事は市との協議の上、指定管理者の負担で実施していただきます。（事務室備品及び倉庫備品の一部は市所有）

(3) 自主事業収入

自主事業内容を提案ください。自主事業に伴う売上は、指定管理者の収入となります。

(4) その他収入

管理運営に付随するその他の売上（喫茶や自動販売機など）は、指定管理者の収入とすることができます。ただし、自動販売機などの設置場所については、指定管理協定に基づき市と協議した範囲内で設置しなければなりません。

5-2 指定管理料

施設の管理運営に関する一切の経費（開館準備の経費、指定管理者の交代に伴う事務引き継ぎに要する費用を含む。）は、施設の利用料金収入などの収入見込み分と市からの指定管理料をもって施設の管理運営を行うものとします。

市からの指定管理委託料（消費税及び地方消費税を含む）は、毎年度110,000千円を上限として提案してください。指定管理料は、提出された収支計画書の提案額を基に協議し、協定書に定める額とします。

なお、観光協会と連携して行う指定管理事業にかかる収益は、観光協会と按分して指定管理者の収入とすることができます。

年度	指定管理料の上限額	備考
令和4年度	110,000千円	引継ぎ、開館準備の費用も含む
令和8年度	110,000千円	指定管理者の交代に伴う事務引き継ぎも含む

5-3 指定管理料に含まれるもの

指定管理料に含まれる経費は、管理運営に必要な経費（人件費、旅費、報償費、需用費（光熱水費、消耗品費、修繕費）、役務費、委託費、使用料及び賃借料、委託料、負担金、その他経費（租税公課など）、産業創造センター内の配架・厨房機器、仕入れなど、本業務で負担されるすべてになります。

収支計画上の精算項目と記載されている項目については、市で指定する額（様式7号収支計画書に記載する額を基本）とし、年度ごとに精算するものとします。

修繕費等に要する費用は小規模修繕、大規模修繕から構成し、次のとおり取り扱うものとします。照明器具、空調機等の設備及び備品等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品等は、消耗品として消耗品費に計上してください。

- ① 小規模修繕：施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能、若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させるものとし、必要な金額を計上し精算項目とします。
- ② 大規模修繕：別途、指定管理者と市との間で協議を行い、決定しますので、収支計画書には含めないでください。

5-4 経費の支払い方法

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に指定管理者の請求に基づき、12回に分割して支払います。支払時期、額及び方法等は年度協定にて定めます。

5-5 管理口座・区分会計

指定管理業務に係る各年度における収入及び支出は、指定管理者の他の事業等に関する収入及び支出を完全に区分し、独立した会計管理を行うこととします。

5-6 市への納付金

市への納付金を年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに行いたいと想定しています。この場合「当該年度の収入から支出を差し引いた金額のX%分」など、ご提案ください。

6 申込みの手続き

6-1 申請対象者

(1) 応募資格等

- ① 指定期間中、安全円滑で安定して複合施設の管理運営を担うことのできる団体とし、法人格の有無を問いません。ただし、個人での応募はできず、指定後3年以内を目標に株式会社とし、法人登記を行うこと。
- ② 複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）で応募する場合は、グループを代表する代表団体を定めるとともに構成団体を明記して応募してください。
- ③ 滝沢市の競争入札参加資格者名簿（物品の買入れ等）に登録済み又は、指定管理者の指定までに登録するものであること。
- ④ 応募者（グループの構成員を含む）として、これまでに文化的施設等[※]での指定管理者としての実績があり、経営等の状況が良好であること。

※文化的施設等とは、劇場、観覧場、公会堂、コンサートホール、地区コミュニティ施設、公民館、図書館、博物館、美術館、ギャラリー、郷土資料館、保健センター、福祉センター、児童館、産業振興・観光施設などの施設。

(2) 欠格事項

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 現に指名停止を受けている者
- ③ 申請の直近2年度分の租税を滞納している者
- ④ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるものまたは民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの、その他経営状況が著しく不健全であると認められるもの。
- ⑤ 滝沢市議会の議員、市長、副市長、指定管理者の選定の決定に関与する市の職員並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員（監査委員を含む）が会長、副会長、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締

役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる常勤の役員に就任している法人その他の団体

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑧ 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれがある者

(3) 複数申請の禁止

- ① 単独で申請した団体は、グループ申請の構成団体となることはできません。
- ② 複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。

(4) グループ申請の構成の変更

グループ申請の場合、代表団体及び構成団体を変更することは原則として認めません。

6-2 申請書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 申請者に関する書類

○は必ず提出する書類、△は該当がある場合に提出する書類

番号	提出書類		様式番号
1	○	滝沢市公の施設指定管理者指定申請書	様式1号
2	△	グループ申請構成表	様式1-1号
3	△	共同事業体協定書兼委任状	様式2号
4	○	団体概要調書	様式3号
5	○	<p>申請者に関する書類*</p> <p>※グループ申請の場合、構成団体分も提出してください。</p> <p>※各証明書類は、指定申請書提出日から3ヶ月以内に発行されたものを使用してください。</p> <p>①定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類</p> <p>②法人にあつては当該法人の登記簿謄本または登記事項証明書、法人以外の団体にあつてはその代表者の住民票</p> <p>③役員名簿（役職、氏名、生年月日、住所、電話番号、就任年月日記載のもの）</p> <p>④納税証明書（直近2年度分の課税されているすべての租税*）</p> <p>※国税（法人税、消費税）（その3の3）及び主たる事業所の所在地の地方税（法人県民税、法人事業税、法人市町村民税、事業所税、固定資産税、都市計画税及び地方消費税）の直近2年度</p>	様式任意

		分。該当のないものについては、その旨を申立書で提出してください。 ⑤申請日に属する年度の事業計画書及び過去三年分の収支予算書 ⑥経営に関する書類（直近会計年度のもの） ・法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書 ・その他の団体については、収支計算書	申立書 様式 4 号
6	○	誓約書	様式 5 号

(2) 提案に関する書類

○は必ず提出する書類、△は該当がある場合に提出する書類

番号		提出書類	様式番号
1	○	滝沢市交流拠点複合施設事業計画書	様式 6 号
2	○	滝沢市交流拠点複合施設収支計画書	様式 7 号

(3) その他書類

○は必ず提出する書類、△は該当がある場合に提出する書類

番号		提出書類	様式番号
1	△	説明会参加申込書	様式 8 号
2	△	質問書	様式 9 号
3	△	辞退届	様式 10 号

6-3 提出部数

申請書類を番号順に並べ、「申請者に関する書類」、「提案に関する書類」をまとめて1つとし、10部（原本1部、コピー9部）を提出してください。ファイルに綴る必要はありません。ダブルクリップで1部ずつ留めて提出してください。

6-4 募集要項の配布

(1) 配布日

令和3年10月12日（火）から

(2) 配布場所

滝沢市ホームページの複合施設のページ及び次の場所で配布します。なお、郵便での配布は行いません。

- ・滝沢市ホームページの交流拠点複合施設のアドレス：

<http://www.city.takizawa.iwate.jp/community/sankaku/hukugou/13367.html>

- ・配布場所：滝沢市 市民環境部 地域づくり推進課
- ・配布時間：9時00分～16時00分（土曜、日曜、祝日を除く）

6-5 申請書類提出期限・場所

(1) 申請書提出期限

令和3年11月15日(月)正午必着で、持参、郵送または宅配便のいずれかで提出してください。

(2) 受付場所

募集要項配布場所と同じ。

7 公募に関する事項

7-1 公募及び選定スケジュール

- ・公募に関する広告 令和3年10月12日(火)
- ・公募要項の配布日 令和3年10月12日(火)
- ・応募者説明会・見学会 市ホームページに掲載の紹介動画による
- ・詳細資料配布 令和3年10月26日(火)
- ・質問受付締切日 令和3年10月29日(金)正午まで
- ・質問に対する回答日 令和3年11月5日(金)
- ・申請書類の提出期限 令和3年11月15日(月)正午まで
- ・一次審査(資格審査) 令和3年11月30日(火)まで
- ・二次審査(金融評価) 三次審査の評価の参考とします。
- ・三次審査(面接審査) 令和3年12月中旬を予定
- ・選定結果の通知 令和3年12月下旬を予定

その後、2月中の議決を目指します。

7-2 応募者説明会について

今回の公募については、市ホームページに掲載中の施設の紹介動画をもって、応募予定団体向けの現地説明会、見学会に代えさせていただきます。

紹介動画の掲載アドレスは以下のとおりです。(YouTubeが開きます)

https://youtu.be/A_JaHlwBs34

7-3 質問の受付

今回の応募に伴い質問がある場合は、次のとおり質問を受付します。

- ・質問締切日 令和3年10月29日(金)正午まで
- ・質問方法 質問がある団体は、「質問書」(様式9号)に記入のうえ、事務局までメールにて申込みください。件名は、「複合施設質問書」とし、当市で受信確認後、受領確認の返信メールをします。なお、電話などによる質問は、受付しません。また、質問に対する回答は随時行います。

7-4 質問に対する回答

いただいた質問は、次のとおり回答します。

- ・質問回答日 令和3年11月5日（金）
- ・回答方法 質問に対する回答は、参加意思表示者全てにメールで回答します。

7-5 その他

CADデータや詳細の管理運営データ、売り上げ情報等については、参加意思表示者のみに提供いたします。なお、参加意思を表明したのち、辞退してもその後の入札等で不利になることはありません。

8 選定方法及び選定基準

8-1 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、今後設置予定の「滝沢市交流拠点複合施設指定管理候補者選定評価委員会設置要綱」に基づき設置された「滝沢市交流拠点複合施設指定管理候補者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において選定します。

選定にあたっては、審査基準に基づき第1次審査（書類審査）で資格審査を行います。申し込み多数の場合5団体以下に選定し、後日、第1次審査で選定された者を対象に、第2次審査（金融機関評価）及び第三次審査（面接審査）実施の上、第1候補者及び第2候補者を選定します。

8-2 第1次審査（書類審査）

申請書類に基づき審査を行い、第2次審査対象者を5団体程度に絞り込みを行います。なお、第3次審査の日時、場所、実施要領等については、別途通知します。

8-3 第2次審査（金融評価）

本業務を確実に遂行する上で、経営力及び資金力、債務の状況等は非常に重要な評価項目となりますので、申請者（グループ構成員全て）の財務状況を金融機関等で評価します。

本業務の申請をもって、市が求める財務諸表等について金融機関等へ情報提供することに同意したとみなします。

8-4 第3次審査（面接審査・プレゼンテーション）

第1次審査で選定された者を対象に、次の概要で第3次審査（面接審査・プレゼンテーション）を実施し、最終選考のうえ、第1候補者及び第2候補者を選定します。

（1）第3次審査の流れ

- ① 説明は、提出済みの提案に関する書類により、プロジェクターを使用し20分以内で行います。プロジェクター及びパソコンは市が用意します。なお、提出済書類以外の資料の追加は、認めません。

- ② 説明後、委員による質疑（ヒアリング）を20分以内で行います。
- ③ 説明者は、申請者またはグループ構成員の職員とし、機材操作者も含み4名以内とします。
- ④ その他、詳細につきましては、第1次審査で選定された者に通知します。
なおプレゼンテーション及び質疑については、一般参加者を募り、公開形式で実施する予定です（その後の審査の様子については非公開とします）。

(2) 第3次審査結果の通知

第3次審査の結果については、第3次審査参加者全員に速やかに文書で通知します。

8-5 評価基準項目

別紙「滝沢市交流拠点複合施設指定管理者選定にかかる評価基準項目」のとおり。

評価において次の着眼点を重要事項としますので、提案書の作成にあたっては、明確に表現してください。

①ヴィジョンと地域の利益、その課題と課題解決手法

どのようなヴィジョンをかかげ、そのような利益を生み出すのか、またその利益を生み出すための課題と課題解決手法について具体的に記載してください。

特にも市総合計画の推進に寄与する利益については、必ず記載してください。

②ネットワーク

市内のネットワークのみならず、国内、海外のネットワークを生かし地域の利益を創出していただきます。申請者が構築しているネットワークや構築したいネットワークと、そのネットワークを生かしてどのような利益につなげるかを具体的に記載してください。

③稼ぐ能力・資本力・資金力

複合施設の運営は産業創造センターでの稼ぎが運営資金となります。稼ぐ能力が高い指定管理者がパートナーとなることで、ライフサイクルコストの削減はもとより、市民の所得の向上につながります。また、産業創造センターは、申請者が設備投資を行います。指定期間中に投資額を回収できる能力が必須となります。さらに、本業務においての赤字については、原則的に市からの公的補填はいたしません。不足については指定管理者の別会計の資金を本業務の会計に充当する必要があります。

市では共通の利益につながるよう共に行動しますが、目的は施設を運営することではなく、施設運営を通じて「利益を生む」ことですので、申請者の能力について客観データ等を使用し説明してください。

④テクノロジーの活用

自治体 DX の推進や5G の普及、プログラミング教育の必修化、在宅ワークの推奨など、テクノロジーの進化によりまちづくりの在り方にも大きな変化が生じます。

複合施設では先進的なテクノロジーを早く活用し、地域課題の解決や住民自治の向上を目指します。新たな技術の導入や検証、活用を前提として計画を記載してください。

⑤人材の育成

事業の継続には人材の育成と継承が必要不可欠となります。

社員等運営スタッフについても、複合施設が重要な働き場所となりますので、育成と働きに見合った収入が必要であり、能力と収入の向上を目指し、市民からも「働きたい職場」を目指していただきます。働きたい職場＝憧れの職場⇒地域から大切にされている施設につながりますので、育成や雇用形態等について特徴を記載してください。

8-6 指定管理者の指定手続き等

(1) 指定手続き等

市と第1候補者は、協定締結に向けた詳細協議を行い、基本協定案を作成します。その後、地方自治法の規定に基づき、第1候補者を指定管理者として指定する議案を滝沢市議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定し、基本協定を締結します。

(2) 協定の内容

協定の内容は、概ね次のとおりです。詳細については、第1候補者と協議して作成します。

- ① 総則
- ② 本業務の範囲と実施条件
- ③ 本業務の実施
- ④ 備品等の取扱い
- ⑤ 業務実施に係る確認事項
- ⑥ 指定管理料及び利用料金
- ⑦ 損害賠償及び不可抗力
- ⑧ 指定期間満了
- ⑨ 指定期間満了以前の指定の取消し
- ⑩ その他

(3) 施設開館準備

指定管理者の指定は、滝沢市議会において指定管理者の指定が議決された後になります。指定後、令和4年4月1日からコミュニティセンターの運営を開始してください。また、産業創造センターについても、原則として令和4年4月1日の営業開始を目指してください。

(4) その他

滝沢市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められるとき、または第1候補者が辞退したときは、第2候補者と協議及び指定管理者の指定手続きを行います。

なお、議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該指定管理に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

9 添付資料

9-1 配布資料

- ・ 滝沢市交流拠点複合施設指定管理者募集要項
- ・ 滝沢市交流拠点複合施設管理運営業務仕様書

9-2 参考資料

- ・ 滝沢市交流拠点複合施設 実施設計概要版
- ・ " 概要図面
- ・ " 管理運営計画書

10 その他、留意事項など

10-1 失格又は無効

以下の事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

- ① 提出期日が守られなかったとき。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 選定評価委員会、本市職員その他本件関係者に対する本件申請に対する援助を直接又は間接的に求めた場合。（個別接触も禁止です。）
- ④ 応募1団体（共同事業体）につき、提案は1案とします。複数の提案はできません。また、複数の共同事業体の構成員となることもできません。
- ⑤ その他、選定評価委員会が本要項に違反すると認めたとき。

10-2 その他

その他、留意事項などは次のとおりです。

- ① 応募に関して必要となる費用については、すべて団体の負担とします。
- ② 申請書類提出後に辞退する場合は、必ず「辞退届」を提出してください。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 申請書類は、理由のいかんを問わずお返ししません。
- ⑤ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑥ 申請書類は、必要に応じ複写する場合があります。
- ⑦ 審査の決定に関しては、いかなる場合においても質疑、不服申し立て、異議申し立て等は受け付けません。

11 問合せ、申請書類提出先

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55番地

滝沢市 市民環境部 地域づくり推進課 担当：森内 牧野

電話：019-656-6514 FAX：019-684-2158

E-mail：kyoten@city.takizawa.iwate.jp

12 評価基準項目

滝沢市交流拠点複合施設第Ⅱ期指定管理者選定にかかる評価基準項目

選定基準	審査項目	審査内容	配点	主な事業計画書項目
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	計画の理解とビジョン	設置目的や管理運営の基本方針に基づいた、管理運営方針が示されているか。意欲、熱意はあるか。		1-1
	サービス向上	質の高いサービスの提供が可能か？		2-1
		市民活動を支援する具体的な計画が提案されているか。		2-2
		地域や利用者のニーズを把握し、施設運営に反映させる計画内容か。 コミュニティセンターと産業創造センターの連動など複合施設の特徴を生かした運営か		2-3 2-4
施設の効用を最大限に発揮するものであること	利用率向上と目標値の設定	利用率向上や利用促進のための具体的な提案がされているか。 評価制度を理解し目標設定を行っているか。		3-1 3-2 3-3 3-4
	観光及び地域産業の振興	・運営管理に関する観光協会との連携方法が提案されているか。 ・市内の観光、イベント及び店舗等に関する情報が発信され、継続的な集客や交流による地域活性化が期待できる提案内容であるか。 ・地域の特産品販売や産直組合との運営体制や運営方法が示されており、市民サービスの向上や集客が見込まれる提案内容であるか。 ・市内農産物や特産品について販路開拓、商品企画、テストマーケティング、及び商談会等を行うことにより、地産地消やブランド開発等が期待される提案内容であるか。		
	施設の利用条件	利用料金、開館時間、休館日等、指定管理者の提案による更なる施設の有効活用を図ることが可能な内容、具体性があるか。		
	自主事業	5年間を通じ、施設の特徴を生かした計画的な提案であり、施設の設置目的に大きく寄与するものであるか。（記載は3か年） 地域住民が参加しやすく、交流（世代間・異業種・地域等）が図れる自主事業計画となっているか。		
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	施設等の維持管理の内容、効率性、及び実現の可能性	効率的運営のための具体的な内容や工夫が提案されているか。 環境に配慮した管理運営となっているか。		5-1 5-2 5-3
		施設等の管理運営に係る収支計画の内容、経営力		利用料金など収入の確保が具体的かつ実現的か。 管理運営に係る経費削減に取り組む提案となっているか。 また市のライフサイクルコスト低減に寄与する内容か。 収支計画書の実効性
	公の施設を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	安定的な管理運営が可能な組織体制について 職員人材育成環境 情報発信体制の構築		7-1 7-2 7-3
安定的な運営が可能となる財政基盤等について	応募団体の財務状況は健全であるか、安定しているか。 公の施設あるいは一般市民が利用する施設の管理及び運営の実績ノウハウがあり、良好か。			
その他市長等が別に定める事項	情報の管理	個人情報保護が図られているか。		8-1 8-2
	危機管理体制	災害、その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、災害時避難場所としての機能転換が図られる内容となっているか。		
	地域貢献	再委託、職員の採用など、滝沢市内からの積極的な採用、雇用について配慮がなされているか。		5-2 7-1
	開館準備	円滑な開館を迎えるために必要な準備計画となっているか。		9-1
自由記載	自由提案			

※主な事業計画書項目 10-1 は、全項目に対して適用。